

岐阜県温泉掘削、増掘及び動力装置許可申請要領

施行 平成 27 年 3 月 17 日付け環管第 612 号
最終改正 令和 5 年 3 月 31 日付け環管第 445 号

第 1 目的

この要領は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。）、温泉法施行令（昭和 59 年政令第 25 号。）、温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号。）及び岐阜県温泉法施行細則（平成 15 年岐阜県規則第 44 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、温泉掘削、増掘及び動力装置申請について必要な事項を定め、もって温泉資源の保護に資することを目的とする。

第 2 申請の区分

1 規模による分類

申請に係る掘削又は増掘（以下「掘削等」という。）については、次表中欄に掲げる掘削等の規模又は既存源泉との関係に応じて、同表左欄に掲げる区分に分類する。なお、このとき、各区分の該当性の判断基準は、同表右欄に掲げるとおりとする。

また、動力装置申請については、動力を装置しようとする温泉を掘削等した際に該当する各区分に応じて、分類する。

分類	掘削等の規模又は既存源泉との関係	該当性の判断基準
○ 区分 1 周辺への影響のおそれが小さい掘削等	周辺源泉と比較して、掘削規模（口径、掘削深度）が同程度であって、かつ、最寄り源泉と一定の距離が離れているもの	次のいずれにも該当する掘削等であること。 ・ 「岐阜県自然環境保全審議会温泉部会基本則 ^(※1) 」に適合していること。 ・ 湧出路最大口径 150mm ^(※2) 以下（平均的な地温勾配のもとで生成された温泉の湧出を目的とする掘削、いわゆる大深度掘削の場合は 200mm ^(※3) 以下）であり、かつ、掘削深度が周辺源泉の許可深度と同等以浅であること。 ・ 「岐阜県自然環境保全審議会温泉部会基本則」において、最寄り源泉との距離が規定されていない地域にあっては、その距離が 500m を超えて離れていること。
○ 区分 2 周辺への影響のおそれが中程度ある掘削等	周辺源泉と比較して、掘削規模が大きい掘削、又は、最寄り源泉との距離が近接しているもの	区分 1、3 以外のもの
○ 区分 3 周辺への影響のおそれが大きい掘削等	7,500kW 以上の地熱開発やこれと同程度の熱量を採取すると想定される大規模な温泉開発に伴うもの	次のいずれかに該当すること。 ・ 7,500kW 以上の地熱開発事業に係る掘削等 ・ 斜掘りによる掘削等 ・ 7,500kW 以上の地熱開発事業と同程度の熱量を取得すると想定される大規模温泉開発に伴

		う掘削等（区分 1 以外の掘削を同一事業において 3 本以上行う場合）
--	--	-------------------------------------

（※ 1）「岐阜県温泉資源保護のための掘削等申請のあり方について（報告）」（平成 26 年 11 月。以下同じ。）の資料 2 を参照すること。

（参考に P12、13 に抜粋。）

（※ 2）日本産業規格に規定する呼び径が 150A 又は 6B であるものを指す。

（※ 3）日本産業規格に規定する呼び径が 200A 又は 8B であるものを指す。

第 3 温泉掘削等申請

1 申請書の提出

申請者は、申請書（掘削：細則第 1 号様式、増掘申請：細則第 8 号様式）及び添付書類に、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成 21 年岐阜県条例第 19 号。以下同じ。）の規定の額（掘削：120,000 円、増掘：110,000 円）の県収入証紙を添えて、申請書の提出期限（岐阜県自然環境保全審議会温泉部会（以下「審議会」という。）開催予定月の約 2 か月前。県ホームページに公開^{（※ 4）}。以下同じ。）までに掘削地を所管する岐阜地域環境室又は県事務所（以下「県事務所等」という。）へ、正副 2 部を提出するものとする。

なお、審議会は通常年 4 回開催されることから、申請にあたっては、県事務所等へ十分な事前相談を行なうなど、申請書の提出期限までに申請書及び全ての添付書類が漏れなく提出できるよう、余裕をもって準備すること。

（※ 4）県ホームページ公開先 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7709.html>

2 掘削等申請添付書類

掘削等の申請者は、申請書の添付書類として、次表に掲げるもののうち、申請の種類、区分に応じて該当するものを添付すること。

添付書類	掘削申請			増掘申請		
	区分1	区分2	区分3	区分1	区分2	区分3
(1) 申請者が法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類	○	○	○	—	—	—
(2) 掘削等しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図	○	○	○	○	○	○
(3) 設備の配置図及び主要な設備の構造図	○	○	○	○	○	○
(4) 掘削等のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則第1条の2に規定する基準に適合することを証する書面	○	○	○	○	○	○
(5) 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程	○	○	○	○	○	○
(6) 工事の施行方法を記した書類及び図面	○	○	○	○	○	○
(7) 掘削等地点からおおむね500m以内に源泉がある場合は、その距離を示す正確な地図及び測量士による証明書	○	○	○	○	○	○
(8) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	○	○	○	○	○	○
(8-2) 温泉が分析されている場合は、温泉分析書の写し	—	—	—	○	○	○
(9) 申請者が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面（増掘申請の場合は、法11条第2項において準用）	○	○	○	○	○	○
(10) その他知事が必要と認める書類	—	○	○	—	○	○
ア 掘削等する温泉における地質構造等を判断するための調査結果報告書	—	○	—	—	○	—
イ 温泉生成機構及び周辺源泉への影響に関する調査結果報告書	—	—	○	—	—	○
(11) その他参考となる書類	○	○	○	○	○	○
ア 温泉資源及び周辺環境保護のためのモニタリング計画書	○	○	○	○	○	○
イ 掘削地点から500m以内に源泉がある場合は、最寄り源泉所有者の同意書（添付できない場合は状況説明書）	○	○	○	○	○	○
ウ 事業説明会開催結果報告書又は周辺事業説明結果報告書	—	○	○	—	○	○
エ 地域連絡協議会開催等結果報告書	—	—	○	—	—	○

(1) 申請者が法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類

ア 土地の登記事項証明書

イ 土地が他人の所有の場合は、賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し

ウ 河川敷の場合は、河川法等に基づく河川敷地占用許可書の写し

エ 国有地の場合は、使用許可書の写し

オ 他法令による規制を解除することを証する書類（許可書等）

当該土地等について他法令による制限がある場合であって、解除されていなければ事実上土地の掘削ができないものとして以下のものがあり、原則として、掘削等の申請時に制限が解除されていることを要する。

なお、他法令による制限の解除について、申請中等である場合は、当該申請書等の写しを添付し、その許可等の見込みを説明すること。

(ア) 森林法第34条（保安林における制限）

(イ) 河川法第25条（土石等の採取の許可）、第27条（土地の掘削等の許可）、第55条（河川保全区域における制限）

(ウ) 自然公園法第20条（特別地域）、第21条（特別保護地区）

(エ) 農地法第4条（農地転用の制限）

(オ) 岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第3条（砂防指定地における制限）

(カ) 岐阜県立自然公園条例第9条（特別地域）

(キ) 文化財保護法第93条（周知の埋蔵文化財包蔵置の発掘）、第125条（現状変更の許可）

(ク) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条（特別保護地区）

(ケ) 岐阜県自然環境保全条例第18条（特別地区内における行為の規制）

(コ) 岐阜県希少野生生物保護条例第20条（指定希少野生生物保護区内における行為の規制）

(サ) 地すべり等防止法第18条（地すべり防止区域における行為の規制）

(シ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条（急傾斜地崩壊危険区域における行為の制限）

(ス) その他（市町村の条例等）

(2) 掘削等しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図

25,000分の1、10,000分の1、5,000分の1等の位置図及び字絵図等を添付すること。

掘削地点の正確な座標値（世界測地系：JGD2000 平面直角座標7系）のほか、主要構造物等からの正確な距離を記載すること。

(3) 設備の配置図及び主要な設備の構造図

掘削設備、災害防止設備等の配置図（平面図）、構造図（カタログ、仕様図等）等とする。

(4) 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則第1条の2に規定する基準に適合することを証する書面（第1号様式）

県内の掘削等においては、可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の対策を適用する。

(5) 温泉法施行規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程

(6) 工事の施行方法を記した書類及び図面

櫓の立面図及び平面図、掘削の断面図（ケーシングプログラム）等とする。

(7) 掘削地点からおおむね500m以内に源泉がある場合は、その距離を示す正確な地図及び測量士による証明書

(8) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

定款の事業目的には、「温泉の開発」等、温泉に関する事業の項目が入っていること。

(8-2) 温泉が分析されている場合は、温泉分析書の写し

温泉分析書は、温泉成分分析を受けた日から10年以内のものであること。

(9) 申請者が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面(第2号様式)

(10) その他知事が必要と認める書類

ア 掘削等する温泉における地質構造等を判断するための調査結果報告書

(ア) 既存資料調査(地質図、地質断面図、学术论文、空中写真判読結果等)結果

(イ) 地質、物理(電気探査、電磁探査等)、地化学(地温探査)調査等結果

(ウ) その他参考となる資料

イ 温泉生成機構及び周辺源泉への影響に関する調査結果報告書

環境省「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)(改訂)」(平成29年10月。以下同じ。)を参考に調査を実施し、結果を報告すること。また、温泉の湧出を目的とした試験井を掘削等する場合は、一部調査結果に代えて調査計画を提出すること。

なお、試験井等の生産井への転用を行う場合は、試験井等の掘削等により得られた調査結果に基づいて、改めて審議会の審査を受けること。

(ア) 既存資料調査(地質図、地質断面図、学术论文、空中写真判読結果等)結果

(イ) 地質、物理(電気探査、電磁探査等)、地化学(地温探査)調査等結果

(ウ) 坑井掘削調査結果

(エ) (ア)~(ウ)の調査に基づいて構築された地熱系概念モデル及びそれによる影響予測結果

(オ) その他参考となる資料

(11) その他参考となる書類

その他参考となる書類は、許可の可否に係る判断の根拠となるものではないが、温泉資源の保護、源泉間の相互影響の将来的な評価、既存源泉所有者との紛争未然防止等を目的として、提出を求めらるものである。

ア 温泉資源及び周辺環境保護のためのモニタリング計画書

モニタリングを行う測定対象、測定項目、頻度、測定手法を記載すること。なお、計画の策定にあたっては、環境省「温泉資源の保護に関するガイドライン(改訂)」(平成26年4月。以下同じ。)及び岐阜県自然環境保全審議会温泉部会「岐阜県温泉資源保護のための温泉掘削等申請のあり方について(報告)」を参考にすること。

また、当該掘削等によって、自噴又は蒸気による湧出が見込まれる場合は、モニタリング設備計画図面を併せて添付すること。

イ 掘削地点から500m以内に源泉がある場合は、最寄り源泉所有者の同意書

申請者と最寄りの既存源泉の所有者との間で、申請に係る掘削等を巡って紛争が生じるのをできる限り防ぐために、当該掘削等地点から申請者が所有する源泉を除き、最も近い既存源泉(現に温泉が湧出しているものとし、掘削の許可を受けたものの未だ温泉が湧出していないものを除く。)の所有者から同意書を得て掘削等申請書に添付すること。ただし、同意書が得られない場合は、当該既存源泉所有者に掘削等の計画の説明を行った上で、その状況や同意書が得られない理由を記した状況説明書を添付すること。

ウ 事業説明会開催結果報告書又は周辺事業説明結果報告書

岐阜県温泉掘削等に係る事業説明会等実施要領(平成27年3月17日付け環管第613号。以下同じ。)に定める結果報告書を提出すること。

エ 地域連絡協議会開催等結果報告書

岐阜県温泉掘削等に係る事業説明会等実施要領に定める結果報告書を提出すること。

3 掘削工事完了時における留意事項

温泉掘削工事が完了した際に提出する工事完了届には、掘削工事により判明した地質柱状図や坑井仕上げ断面図、物理検層結果を添付すること。また、区分2及び区分3に該当する掘削等であって、湧出した温泉が自噴（蒸気泉を含む。）である場合は、第4に規定する温泉動力装置許可申請がなされないことから、さらに、その他参考となる書類として、岐阜県短期影響調査実施要領（平成27年3月17日付け環管第614号。以下同じ。）に基づき短期影響調査を実施し、同要領様式により結果書を提出すること。

第4 温泉動力装置申請

1 申請書の提出

申請者は、申請書（細則第8号様式）及び添付書類に、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の規定の額（110,000円）の県収入証紙を添えて、申請書の提出期限までに県事務所等へ、正副2部を提出するものとする。

なお、審議会は通常年4回開催されることから、申請にあたっては、県事務所等へ十分な事前相談を行なうなど、申請書の提出期限までに申請書及び全ての添付書類が漏れなく提出できるよう、余裕をもって準備すること。

2 申請添付書類

申請者は、申請の添付書類として、次表に掲げるもののうち、区分に応じて該当するものを添付すること。

添付書類	区分1	区分2	区分3
(1) 動力の装置をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図	○	○	○
(2) 動力の内容及び工事の施行方法を記した書類及び図面	○	○	○
(3) 動力を装置する源泉からおおむね500m以内に源泉がある場合は、その距離を示す正確な地図及び測量士による証明書	○	○	○
(4) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書	○	○	○
(5) 当該動力を装置する理由書	○	○	○
(6) 温泉分析書の写し	○	○	○
(7) 申請者が法11条第3項において準用する法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面（第2号様式）	○	○	○
(8) その他知事が必要と認める書類	○	○	○
ア 揚湯試験の結果を示す書類	○	○	○
イ 地質柱状図、坑井仕上げ断面図及び物理検層結果（総合柱状図）	○	○	○
ウ 短期影響調査の結果を示す書類	—	○	○
(9) その他参考となる書類	○	○	○
ア 温泉資源及び周辺環境保護のためのモニタリング計画書	○	○	○
イ 掘削地点から500m以内に源泉がある場合は、最寄り源泉所有者の同意書（添付できない場合は状況説明書）	○	○	○

(1) 動力の装置をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図

25,000分の1、10,000分の1、5,000分の1等の位置図及び字絵図等を添付すること。

源泉の正確な座標値（世界測地系：JGD2000 平面直角座標7系）のほか、主要構造物等からの正確な距離を記載すること。

(2) 動力の内容及び工事の施行方法を記した書類及び図面

動力の種類、出力等動力の詳細及び揚湯管の内径が分かる資料（カタログ等）、湧出路の断面図にケーシング、ストレーナー及び水中ポンプの位置、揚湯管及び動水位、静水位を記した資料等とする。

- (3) 動力を装置する源泉からおおむね 500m 以内に源泉がある場合は、その距離を示す正確な地図及び測量士による証明書
- (4) 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
定款の事業目的には、「温泉の開発」等、温泉に関する事業の項目が入っていること。
- (5) 当該動力を装置する理由書
坑内水位の状況、揚湯試験の結果や具体的な利用計画等により説明すること。
- (6) 温泉分析書の写し
法第19条の登録分析機関で行われた温泉分析書を添付すること。分析書は、温泉成分分析を受けた日から10年以内のものであること。
- (7) 申請者が法 11 条第 3 項において準用する法第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに該当しない者であることを誓約する書面（第 2 号様式）
- (8) その他知事が必要と認める書類
- ア 揚湯試験の結果を示す書類
岐阜県揚湯試験実施要領(平成 22 年 4 月 1 日付け地環第 925 号)に基づき揚湯試験を実施し、同要領参考様式により提出すること。また、装置する動力の最大吐出量が、揚湯試験の結果求められた限界揚湯量を超える場合は、ポンプ選定の理由書を併せて添付すること。
- イ 地質柱状図、坑井仕上げ断面図及び物理検層結果（総合柱状図）
掘削工事の結果判明した詳細な地質柱状図や、遮水工（セメンチング等）やストレーナー、動力装置の位置等が記載された坑井仕上げ断面図を添付すること。また、温度や電気等の物理検層結果書を併せて添付すること。
- ウ 短期影響調査の結果を示す書類
岐阜県短期影響試験実施要領に基づき短期影響調査を実施し、同要領様式によりその結果を提出すること。ただし、この要領の施行の際、既に温泉掘削許可を受けている源泉については、平成 28 年 3 月 31 日までに温泉動力装置許可申請を行う場合は、この限りではない。
- (9) その他参考となる書類
その他参考となる書類は、許可の可否に係る判断の根拠となるものではないが、温泉資源の保護、源泉間の相互影響の将来的な評価、既存源泉所有者との紛争未然防止を目的として、提出を求めるものである。
- ア 温泉資源及び周辺環境保護のためのモニタリング計画書
モニタリングを行う測定対象、測定項目、頻度、測定手法を記載すること。なお、計画の策定にあたっては、環境省「温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）」や岐阜県自然環境保全審議会温泉部会「岐阜県温泉資源保護のための温泉掘削等申請のあり方について（報告）」を参考にすること。
また、モニタリング設備計画図面を添付すること。
- イ 動力を装置しようとする源泉から 500m 以内に源泉がある場合は、最寄り源泉所有者の同意書
申請者と最寄りの既存源泉の所有者との間で、申請に係る掘削等を巡って紛争が生じるのをできる限り防ぐために、当該掘削等地点から申請者が所有する源泉を除き、最も近い既存源泉（現に温泉が湧出しているものとし、掘削の許可を受けたものの未だ温泉が湧出していないものを除く。）の所有者から同意書を得て掘削等申請書に添付すること。ただし、同意書が得られない場合は、当該既存源泉所有者に掘削等の計画の説明を行った上で、その状況や同意書が得られない理由を記した状況説明書を添付すること。

第5 参考とすべき資料

掘削等、動力装置申請において、この要領に定めのない内容については、環境省「温泉資源の保護に関するガイドライン（改訂）」、環境省「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂）」、岐阜県自然環境保全審議会温泉部会「岐阜県温泉資源保護のための温泉掘削等申請のあり方について（報告）」によるものとする。

第6 附則

この要領は平成27年3月17日から施行する。

この要領は平成27年4月1日から施行する。

この要領は令和3年4月1日から施行する。

この要領は令和4年12月16日から施行する。

（教示）行政指導に対する相談受付窓口等について

- 1 申請の受付や審査をする職員の行政指導（申請に関する指導・助言等）に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。

○県政へのご意見・ご提案窓口（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>

トップページ>県政情報>広報・広聴>県政へのご意見・ご提案

○行政相談室（岐阜県庁内）電話：058-272-1140（直通）

※受付時間月曜日から金曜日の8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）

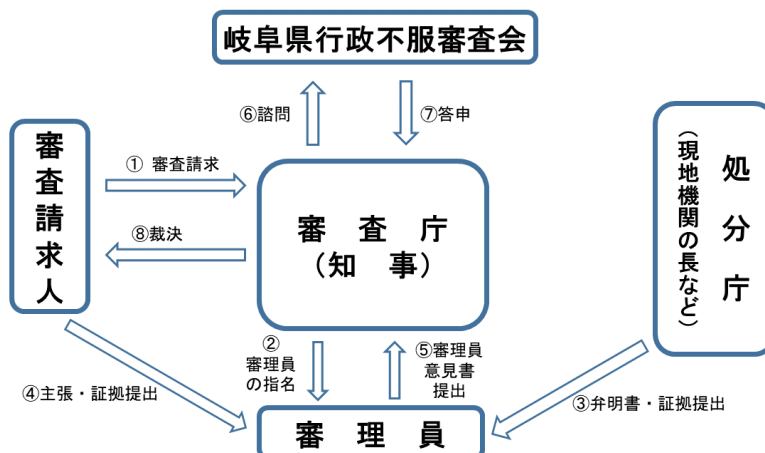
F A X : 058-278-2544

e-mail : c11127@pref.gifu.lg.jp

- 2 行政不服審査制度について

- (1) 申請が認められず不服がある場合は、処分があったことを知った日から3か月以内に、審査請求を行うことができます。
- (2) 審査請求を行う場合は、審査請求書を提出してください。審査請求書の提出先は、審査庁又は処分庁です。
- (3) 審査請求の手の流れ（知事が審査庁の場合）は下の図のとおりです。審査請求書の様式、制度のより詳しい内容については、以下の県HPをご覧ください。

行政不服審査制度 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/250996.html>



第1号様式

温泉法施行規則第1条第2項第3号に規定する基準に適合することを証する書面

申請者名
掘削事業者名
掘削箇所住所

技術基準の内容 (第1条の2第1項)		技術基準適合状況			
			詳細な状況	備考	
第1号 離隔距離の確保	掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上であること。	適合・不適合	適合：3m以上 不適合：3m未満	最低距離： m	
第2号 火気使用制限等 (掘削口から水平距離3メートルの範囲内)	イ 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。	適合・不適合	適合：設置しない 不適合：設置する		
	ロ 火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。	適合・不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合は、その理由：	
	ハ 掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。	適合・不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示個数： 掲示場所：	
第3号 関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)	さくの設定その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者の立入りを制限すること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	掘削口からさく等までの距離： m	
第4号 携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置	携帯型の可燃性天然ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない		
	消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量： 設置場所：	
第7号 毎工事日の点検	イ 1日1回以上、掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない		
第9号 記録とその記録の保存	測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない	保存場所：	
	毎工事日の点検結果を記録すること。 (掘削口等の周辺の空気中のメタン濃度の測定記録)	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
第10号 災害防止規定の作成	工事場所に備えておくこと。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：	
	イ 災害防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項が定められていること。	適合・不適合	適合：定められている 不適合：定められていない		
	ロ 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項が定められていること。	適合・不適合	適合：定められている 不適合：定められていない		
	ハ 災害その他非常の場合にとるべき措置に関する事項が定められていること。	適合・不適合	適合：定められている 不適合：定められていない		
	ニ その他災害の防止に関し必要な情報が定められていること。	適合・不適合	適合：定められている 不適合：定められていない		
第11号 非常時の措置	災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能		

誓 約 書

温泉法第4条第1項第4号から第6号 }
温泉法第11条第2項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号 }までに該当しない者であることを誓約します。
温泉法第11条第3項において準用する同法第4条第1項第4号から第6号 }

年 月 日

住所

(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名

(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

岐 阜 県 知 事 様

[岐阜県自然環境保全審議会基本則]

岐阜県自然環境保全審議会温泉部会〔旧岐阜県温泉審議会〕の過去の審議検討において、過去の事案から温泉資源保護に資する又は他の源泉に影響を与えるおそれが小さいと経験的に考えている掘削等を列記すると次のとおりである。

1 新規掘削について

下呂地区（別表1に示す地区、以下同じ。）、奥飛騨温泉郷地区及び上宝町地区（別表2に示す地区、以下同じ。）における新規掘削については、次のとおり。

A 下呂地区

1 集中管理事業源泉区域

下呂温泉開発協同組合名のもとに行う集中管理事業に係る掘削であり、口径150mm以下、掘削深度500m以内のもの。

2 集中管理事業源泉区域以外の区域

(1) 既設源泉（掘削工事中のもの及び未着工であるが、許可期限の到来していないものを含む。以下、同じ。）からの水平距離が200mを超えるもの。

(2) 口径150mm以下、掘削深度300m以内のもの。

B 奥飛騨温泉郷地区及び上宝町地区

(1) 既設源泉からの水平距離が、100mを越えるもの。

(2) 口径150mm以下、掘削深度300m以内のもの。（但し、別表2の但し書きに示す地区に掘削する場合のみ）

2 交換掘りについて

下呂地区、奥飛騨温泉郷地区及び上宝町地区における交換掘りについては、次のとおり。

(1) 現存する源泉（掘削工事中のものを含む。）を廃止し、その源泉から水平距離で半径3m以内に掘削する場合、次のいずれかに該当するもの。

① 掘削工事中にビットを落とし込んだとき。

② 掘削工事中に崩壊したとき。

(2) 口径150mm以下、掘削深度は、現存する源泉の深度（掘削工事中の場合は、当該掘削許可の深度）までのもの。

3 増掘について

下呂地区、奥飛騨温泉郷地区及び上宝町地区（但し、別表2の但し書きに示す地区に限る。）における増掘については、次のとおり。

A 下呂地区（集中管理事業源泉区域を除く。）、奥飛騨温泉郷地区及び上宝町地区

(1) 増掘後の深度が300m以内のもの。ただし、最寄り源泉の深度が300m以内であるときは、当該深度までのもの。

(2) 増掘後の口径が150mm以内のもの。

B 下呂温泉集中管理事業の源泉区域

下呂温泉開発協同組合名のもとに行う集中管理事業に係る掘削であり、増掘後の深度が500m以内で、増掘後の口径が150mm以内のもの。

別表1 下呂地区：下呂市森地区、東上田地区、少ヶ野、小川地区、
下呂市萩原町 西上田地区
下呂市湯之島地区、下呂市幸田地区
(これらのうち、下呂市湯之島、下呂市幸田地区は集中管理事業源泉区域とする。)

別表2 奥飛騨温泉郷地区及び上宝町地区：高山市奥飛騨温泉郷及び上宝町全域
但し、口径、深度制限については、高山市奥飛騨温泉郷のうち、次の地区
平湯地区：平湯のうち 字ヲバコ原、字野畑、字湯上、字湯下、字森下、字清水、字家上、字湯平、
字沖野、字中の切、字溜池、字赤とふ、字ふと田、字端下、字田の尻、字キタテ、字谷、
字ワナダ、字垣内尻、字落合
新穂高地区、穂高地区：神坂のうち字巾平、字湯の迫、字左俣、字右俣
一宝水地区：一重ヶ根のうち一宝水、字マセドウ

※「岐阜県温泉資源保護のための掘削等申請のあり方（報告）」においては、「掘削等に関する審議会基本則に合致しない申請である場合は、地域の温泉資源の枯渇の可能性があることから、特別の事由がない限り、原則として不許可が適当と答申することになると想定されるが、事業者から周辺源泉への影響に関する科学的な調査結果が示された場合は、既存の知見と併せて内容を十分に検討する。」とされていることに留意すること。